

**出所者等の更生支援への取組に対する
協力・支援に関する提言**

近畿ブロック知事会

令和3年6月

出所者等の更生支援への取組に対する協力・支援に関する提言

令和元年版の犯罪白書によると、我が国において、平成30年の窃盗や傷害などの刑法犯検挙人員のうち、48.8%と約半数を再犯者が占めている。さらに、刑務所再入所者のうち無職者の割合は72.1%と、有職者の27.9%に比べ非常に高い状況である。

このように、再犯者が多く、また再犯する人のうち仕事についていない人が多いという状況を考えると、社会復帰を目指す刑務所出所者等が、善良な社会人として自立するためには、出所後、まず生活の安定を図っていくことが必要であると考えられる。具体的には就業できる場所と定住できる場所が確保されることが重要である。しかし、刑務所出所者等はその前歴がゆえに社会から排除されやすく、就業が困難な状況にある。

こうした中、奈良県においては、①国の司法行政と地域の福祉をつなぐ役割を果たせるのは都道府県であり、奈良県は全国に先駆けて、この司法と福祉をつなぐナットボルトの役割にチャレンジする。②すべての困っている人を助けるという考えのもと、犯罪をした人についても、県が積極的に就労等の支援施策を実施することで、誰もが地域の一員として包摂される社会を目指す。③県が出所者の就労、生活支援、社会復帰に全力を尽くし、出所者の自立を進める。以上の3点を県の基本的な考え方として、更生支援の取組が進められている。

こうした考えのもと、具体の施策展開として、令和2年7月、県が出所者を直接雇用する新組織を設立し、出所者の住まいと生活の場を確保するとともに、同年9月に2名の出所者を雇用した。この2名に対し、民間企業の協力を得て、林業研修を実施するとともに、社会復帰に向けたソーシャルスキルトレーニングなどの社会的な教育を実施している。

以上を踏まえ、奈良県の先駆的な取組がモデルとなり他の都道府県の参考となるよう、出所者等の更生支援への取組に対する協力・支援について、次のとおり提言する。

1. 出所者採用への支援

採用対象者の推薦、選抜の指導など、出所者採用へ積極的に関与すること。

2. 事業実施への支援

府県が実施する出所者等の更生に係る事業の実行に対して指導・協力すること。

3. 職業訓練・社会教育への支援

採用対象者への出所前教育の実施、及び採用後に行う職業訓練・社会教育に対して技術的支援をすること。

4. 財政への支援

令和3年3月までとなっていた地域再犯防止推進モデル事業の成果を踏まえ、地方公共団体における出所者の更生支援に係る取組を対象としたモデル事業を創設するなど各府県が行う事業に対して財政的な支援をすること。

令和3年6月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉 本 達 治
三重県知事	鈴 木 英 敬
滋賀県知事	三日月 大 造
京都府知事	西 脇 隆 俊
大阪府知事	吉 村 洋 文
兵庫県知事	井 戸 敏 三
奈良県知事	荒 井 正 吾
和歌山県知事	仁 坂 吉 伸
鳥取県知事	平 井 伸 治
徳島県知事	飯 泉 嘉 門